

四 半 期 報 告 書

(第55期第3四半期)

株式会社 **ミルボン**

E 0 1 0 3 9

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **ミルボン**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年10月24日
【四半期会計期間】	第55期第3四半期 (自 平成26年6月21日 至 平成26年9月20日)
【会社名】	株式会社ミルボン
【英訳名】	M i l b o n C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 龍二
【本店の所在の場所】	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
【電話番号】	(06)6928-2331 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理・CS推進担当 村井 正浩
【最寄りの連絡場所】	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
【電話番号】	(06)6928-2331 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理・CS推進担当 村井 正浩
【縦覧に供する場所】	株式会社ミルボン東京支店 (東京都渋谷区神宮前2丁目6番9号) 株式会社ミルボン名古屋支店 (名古屋市中区栄3丁目19番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第3四半期 連結累計期間	第55期 第3四半期 連結累計期間	第54期
会計期間	自 平成24年12月21日 至 平成25年9月20日	自 平成25年12月21日 至 平成26年9月20日	自 平成24年12月21日 至 平成25年12月20日
売上高 (千円)	17,508,946	18,437,602	23,829,758
経常利益 (千円)	3,131,297	3,042,471	4,059,652
四半期(当期)純利益 (千円)	1,938,666	1,845,707	2,516,177
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,568,139	2,002,719	3,170,916
純資産額 (千円)	21,551,285	23,099,778	22,149,443
総資産額 (千円)	25,221,906	26,597,271	26,321,732
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	117.57	112.71	152.85
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	85.4	86.9	84.1

回次	第54期 第3四半期 連結会計期間	第55期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年6月21日 至 平成25年9月20日	自 平成26年6月21日 至 平成26年9月20日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	40.69	40.04

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 平成25年12月21日付で1株につき1.2株の株式分割を行っております。従いまして、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した遡及処理後の1株当たり四半期(当期)純利益金額を記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安を背景として企業収益が改善傾向となり、緩やかな回復基調で推移してきましたが、その一方で消費税率上げ後の個人消費の回復の遅れや、それに伴う個人向け商品の販売不振など、停滞感が生まれてきております。また、新興国の景気減速懸念も高まっており、先行きは不透明な状況です。美容業界におきましても、一部において消費税率引上げに伴う客足の鈍化や天候不順による外出控えの影響もあり、依然として予断を許さない状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、大人の女性の価値観に応えるためのコミュニケーションを中心とした「見えない価値」を向上させることが重要と考え、美容室に対して『本質的な絶対価値に応えられるサロンステーションに立つ「プロとしての人創り・魅力創り」を支援します。』をテーマに取り組んでおります。

当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、184億37百万円（前年同期比5.3%増）となりました。この主な要因は、ヘアケア用剤部門において2月度発売の「オージュアエイジングケアシリーズ イミュライズライン」と6月度発売の洗い流さないトリートメント「ディーセス エルジュエダ エマルジョン」が非常に好調に推移していることによるものです。また、海外子会社の売上高が、美容室に対する活発な教育活動や販売代理店戦略の転換等により順調に伸長できたことも要因のひとつです。

営業利益は32億15百万円（同3.2%減）、経常利益は30億42百万円（同2.8%減）、四半期純利益は18億45百万円（同4.8%減）となりました。これは期初から計画されていた通り、中央研究所増築に伴う諸費用の発生や販促ツールのリニューアルなどにより、上半期において一時的に販管費が増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して2億75百万円増加の265億97百万円となりました。

流動資産は129億37百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金が9億65百万円減少し、商品及び製品が6億63百万円、原材料及び貯蔵品が1億54百万円それぞれ増加したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末と比較して2億75百万円増加の136億59百万円となりました。主な変動要因は、中央研究所増築など設備投資による増加8億32百万円と減価償却費の計上による減少7億35百万円、上場株式の時価上昇等により投資有価証券が1億66百万円増加したことによるものであります。

流動負債は前連結会計年度末と比較して6億36百万円減少の33億34百万円となりました。主な変動要因は、未払金が6億35百万円、未払法人税等が4億86百万円それぞれ減少し、買掛金が1億49百万円、賞与引当金が2億58百万円それぞれ増加したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末と比較して、大きな変動はありませんでした。

純資産は前連結会計年度末と比較して9億50百万円増加の230億99百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金が8億11百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の84.1%から86.9%となりました。期末発行済株式総数に基づく1株当たり純資産額は、前連結会計年度末の1,352円34銭から1,410円75銭となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として、平成26年1月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の改訂及び継続を、平成26年3月18日開催の当社定時株主総会においてご承認いただくことを条件として発効させることを決議し、同株主総会においてこれをご承認いただきました。平成28年3月開催予定の定時株主総会終結の時まで有効な、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）を含む会社法施行規則第118条第3号所定の事項は以下のとおりです。

1 基本方針の内容（概要）

当社グループは、「すべてはサロンの増収増益のために」を基本理念に、美容室で使用される頭髮化粧品等の製造及び代理店を通じた美容室への販売を中心とした事業を展開しております。

髪が美しいと、人生も輝きます。当社グループは「髪の美しさ＝人生の美しさ」と考えています。女性がアイデンティティを求めて美しい生き方をしています。「もっと自分らしく、さらにビビットに」との願いをかなえるため、当社グループは髪を通じてヒューマン・ビューティのお手伝いをしています。造形の美しさを超えて、女性の本質にせまる美しさ、心の豊かさにつながる商品と情報の提供によって、人生のシーンまで、美しく彩れることを願っています。

そうした中で培われてきた以下の①から③が、当社グループにとって企業価値の源泉と考えています。

① 販売力＝フィールドパーソンシステム

当社グループは、美容室とヘアデザイナーを支援するために、独自の営業体制を確立しています。単なる商品販売でなく、美容室が抱える課題の対処法を考え、提案します。そして、共に実行するパートナーとしての役割を果たしています。最新の美容技術の紹介や、サロンマーケティングから美容室の増収・増益の実現を支援し、繁栄に導きます。当社グループでは、そのような活動を行う営業部員をフィールドパーソンと呼んでいます。

フィールドパーソンを育てるために、7ヶ月間に及ぶ社内研修を実施しています。パーマやカラーリングなどの基本的な美容技術に加え、美容業界の幅広い知識・経営分析・企画立案などの様々なスキルを習得しています。競合他社が真似のできないミルボン独自のビジネスモデルとなっています。

② 商品開発力＝TAC製品開発システム

最高の技術・ノウハウを持っているヘアデザイナーを探し、その人と協働で製品開発プロジェクトを進めるのがミルボン独自の「TAC（Target Authority Customer）製品開発システム」です。

ヘアカラー客が他店と比べて飛びぬけて多い美容室、ヘアケア客が飛びぬけて多い美容室など、テーマによって顧客から人気を集めている美容室・デザイナーには、新しい美容技術やノウハウが存在しています。その技術やノウハウを一般美容室でも使えるように標準化し、それに適応した製品づくりをしています。

③ 市場戦略＝フィールド活動システム

どのような市場環境においても、成長している美容室が存在しています。当社グループにおきましては、成長している美容室に活動を集約することで、市場環境が悪化しても、成長できるマーケティングを展開しています。特にフィールドパーソンがサービスを提供する美容室の選定が重要であり、現在の購入実績だけでなく、成長意欲の高い美容室を選定しています。

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆さまに強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

もともと、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆さまに委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社の経営には、当社の企業価値の源泉であるフィールドパーソンシステム、TAC製品開発システム、フィールド活動システムを前提とした特有の経営ノウハウや、当社の従業員、仕入先などの協力業者、当社の直接の取引先である代理店、さらに、その先美容室等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への深い理解が不可欠であります。

これらに関する十分な知識と理解なくしては、株主の皆さまが将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、平素から、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまに短期間の間に適切に判断していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えております。

なお、当社株主の皆さまがこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による代替案の提案も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料になると考えます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆さまにより適切にご判断いただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、係る情報提供がなされた後、当社取締役会において速やかにこれを検討・評価し、後述の特別委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社取締役会としての当社株主の皆さまへの代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、一定の対抗措置を取ることができるものいたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆さまの適切な判断を妨げ、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置を取ることができるものいたします。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案をうけておりません。

2 基本方針実現のための具体的な取り組み（概要）

当社グループは、中期的な経営ビジョンとして「中期5ヵ年事業構想（2010年～2014年）」を策定しております。その主な内容は以下のとおりです。

「ミルボン」は、人材育成・教育を通じて、ヘアデザイナーの夢を実現するための、グローバルなフィールドを創造し、日本発（初）、世界No1のプロフェッショナルグローバルメーカーを目指します。」をグローバルビジョンとして掲げ、「組織態勢」「人材育成」「市場展開」の3つのテーマに取り組むことを通してグローバル化を推進します。

まず、組織態勢については、営業組織、本社機能を再構築し、さらに、グローバル情報の集約と全社への共有システムの構築によりグローバル化への対応を図ります。また、人材育成については、グローバルなフィールドで活躍できる人材の採用と育成の仕組みを構築するとともに、経営感覚のある幹部及びスペシャリストの養成に取り組めます。市場展開としては、アジア市場に生産拠点を設立し、さらなる新規エリアへの進出を図るとともに、欧州のオーガニックブランドと提携し、グローバル市場への展開に取り組めます。

このような取り組みを通して、当社グループは、日本の精緻で繊細なおもてなしのサービス精神から生まれる美容技術と製品、また、ヘアデザイナーを大切にしている教育支援活動を、世界各地の特性に合わせて編集しなおし、各地の美容文化に貢献したいと考えています。

当社グループは、経営の透明性、公平性を重視したコーポレート・ガバナンスを実施しております。さらに、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼が高まり、企業価値の向上につながると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、平成25年12月20日現在、取締役は10名、監査役は4名（注）であります。社外取締役は選任しておりませんが、社外有識者とのアドバイザー契約により、適宜社外有識者の意見を取り入れる体制を整えております。

（注） 提出日現在、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

3 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み（概要）

大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、イ）当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）が提供され、ロ）大規模買付行為は、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった場合、まず、その事実を速やかに開示します。さらに、大規模買付者には、当社取締役会に対して、必要情報を提供していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なり得るため、具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を記載した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下のとおりです。

- i. 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ii. 大規模買付行為の目的及び内容（対価の種類及び価額、関連する取引の仕組み、買付方法及び関連する取引の適法性等を含みます。）
- iii. 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- iv. 大規模買付行為の資金の裏付け
- v. 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）
- vi. 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは合理的に不十分と認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の助言を受け、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。但し、当社取締役会は、追加的な情報提供の求めについても、特別委員会の助言を最大限尊重するものとし、無制限に追加的な情報提供の求めを行うことはいたしません。

当社取締役会は、提供された必要情報が、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。ただし、特別委員会が後述の特別委員会の勧告期限の延期を勧告し、当社取締役会が、特別委員会の勧告期限を最大10日間延期した場合には、評価期間は、勧告期限が延期された日数に応じ、それぞれ最大10日間延長されるものとします。また、評価期間が延長される場合には延長される日数及び延長の理由を公表します。評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、評価期間中、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として代替案を公表して当社株主の皆さまに対し提示することもあります。従って、大規模買付行為は、評価期間（前述の勧告期限の延期がなされた場合は、これに伴う延長後の評価期間）の経過後にのみ開始されるものとします。

※大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為、あるいは大規模買付ルールを遵守するものであっても当社に回復し難い損害を与えるなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置（対抗措置の公正さを担保するための手続き）や特別委員会規則の内容、株主・投資家の皆さまに与える影響等、ルールの有効期限等の具体的事項につきましては、下記ホームページでご覧いただけます。

(http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/20140122_baishu-bouei.pdf)

4 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応方針が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、平成26年3月18日開催の当社定時株主総会において今般の改訂後の本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご意思を問い、ご承認いただきましたことをもって、株主の皆さまの意向が反映されております。加えて、本対応方針の有効期間は平成28年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会、または取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、外部有識者と社外監査役等から構成いたします。

特別委員会は、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかを助言します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、「特別委員会規則」に従い当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告を最大限に尊重することとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に追加的な情報提供の求めを無制限に行うことや対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的、かつ、詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は当社株主総会あるいは取締役会の決議で廃止することができるため、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は9億40百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	60,204,000
計	60,204,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成26年9月20日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年10月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,558,617	16,558,617	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に何ら制限のない標準となる株式 単元株式数 100株
計	16,558,617	16,558,617	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年6月21日～ 平成26年9月20日	—	16,558,617	—	2,000,000	—	199,120

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年6月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成26年6月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 183,900	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 16,065,700	160,657	同上
単元未満株式	普通株式 309,017	—	—
発行済株式総数	16,558,617	—	—
総株主の議決権	—	160,657	—

- (注) 1 「完全議決権株式（その他）」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,000株（議決権10個）及び34株含まれております。
- 2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が38株含まれております。

②【自己株式等】

平成26年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社ミルボン	大阪市都島区善源寺町 2丁目3番35号	183,900	—	183,900	1.11
計	—	183,900	—	183,900	1.11

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年6月21日から平成26年9月20日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年12月21日から平成26年9月20日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月20日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,845,649	5,880,407
受取手形及び売掛金	3,110,419	※2 3,120,732
商品及び製品	1,987,133	2,650,446
仕掛品	21,957	31,824
原材料及び貯蔵品	607,585	762,119
その他	420,934	545,245
貸倒引当金	△55,548	△53,030
流動資産合計	12,938,131	12,937,744
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,655,029	4,308,173
機械装置及び運搬具（純額）	902,286	1,046,443
土地	4,867,542	4,867,876
建設仮勘定	835,253	51,444
その他（純額）	155,945	273,466
有形固定資産合計	10,416,058	10,547,403
無形固定資産		
投資その他の資産	481,762	438,386
投資有価証券	1,767,519	1,933,566
その他	767,402	789,312
貸倒引当金	△49,141	△49,141
投資その他の資産合計	2,485,780	2,673,737
固定資産合計	13,383,601	13,659,527
資産合計	26,321,732	26,597,271
負債の部		
流動負債		
買掛金	501,379	651,089
未払金	1,914,806	1,279,546
未払法人税等	945,236	458,641
返品調整引当金	26,590	24,162
賞与引当金	83,995	342,950
その他	498,640	578,209
流動負債合計	3,970,648	3,334,600
固定負債		
退職給付引当金	55,564	18,030
その他	146,076	144,862
固定負債合計	201,641	162,893
負債合計	4,172,289	3,497,493

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月20日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	199,183	199,483
利益剰余金	20,069,024	20,880,282
自己株式	△516,646	△534,881
株主資本合計	21,751,561	22,544,884
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	277,439	384,539
為替換算調整勘定	120,442	170,353
その他の包括利益累計額合計	397,881	554,893
純資産合計	22,149,443	23,099,778
負債純資産合計	26,321,732	26,597,271

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月21日 至平成25年9月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月21日 至平成26年9月20日)
売上高	17,508,946	18,437,602
売上原価	5,563,866	5,720,656
売上総利益	11,945,079	12,716,946
販売費及び一般管理費	8,622,277	9,501,350
営業利益	3,322,801	3,215,596
営業外収益		
受取利息	11,598	6,881
受取配当金	25,040	32,414
為替差益	28,116	3,116
社宅負担金	37,743	35,961
保険解約差益	—	45,717
その他	8,592	10,448
営業外収益合計	111,091	134,540
営業外費用		
売上割引	302,039	307,533
その他	557	132
営業外費用合計	302,596	307,665
経常利益	3,131,297	3,042,471
特別利益		
固定資産売却益	552	811
特別利益合計	552	811
特別損失		
固定資産除却損	9,831	23,530
特別損失合計	9,831	23,530
税金等調整前四半期純利益	3,122,018	3,019,752
法人税、住民税及び事業税	1,338,067	1,219,388
法人税等調整額	△154,715	△45,344
法人税等合計	1,183,352	1,174,044
少数株主損益調整前四半期純利益	1,938,666	1,845,707
四半期純利益	1,938,666	1,845,707

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年12月21日 至 平成25年9月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年12月21日 至 平成26年9月20日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,938,666	1,845,707
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	370,509	107,100
為替換算調整勘定	258,964	49,911
その他の包括利益合計	629,473	157,011
四半期包括利益	2,568,139	2,002,719
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,568,139	2,002,719
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

1 債務保証

	前連結会計年度 (平成25年12月20日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月20日)
取引先等(銀行借入金)	62,454千円 (2件)	55,968千円 (2件)

※2 四半期会計期間末日満期手形の処理について

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月20日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年9月20日)
受取手形	—	88,046千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月21日 至平成25年9月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月21日 至平成26年9月20日)
減価償却費	649,540千円	738,334千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年12月21日 至 平成25年9月20日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月15日 定時株主総会	普通株式	468,524	34	平成24年12月20日	平成25年3月18日	利益剰余金
平成25年6月26日 取締役会	普通株式	454,726	33	平成25年6月20日	平成25年8月9日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年12月21日 至 平成26年9月20日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月18日 定時株主総会	普通株式	477,711	35	平成25年12月20日	平成26年3月19日	利益剰余金
平成26年6月26日 取締役会	普通株式	556,739	34	平成26年6月20日	平成26年8月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは頭髮化粧品品の製造、販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月21日 至平成25年9月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月21日 至平成26年9月20日)
1株当たり四半期純利益金額	117円57銭	112円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,938,666	1,845,707
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,938,666	1,845,707
普通株式の期中平均株式数(株)	16,489,597	16,375,107

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 当社は、平成25年12月21日を効力発生日として普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。従いまして、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した遡及処理後の1株当たり四半期純利益金額及び期中平均株式数を記載しております。

2【その他】

第55期(平成25年12月21日から平成26年12月20日まで)中間配当については、平成26年6月26日開催の取締役会において、平成26年6月20日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 配当金の総額 | 556,739千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 34円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成26年8月8日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社ミルボン
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 徳丸公義印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 寺本悟印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミルボンの平成25年12月21日から平成26年12月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年6月21日から平成26年9月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年12月21日から平成26年9月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミルボン及び連結子会社の平成26年9月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。